

岩手県告示第545号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成29年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 194号	消石灰	68%防散消 石灰	アルカリ分 68.0	%	宮城石灰工業 株式会社	宮城県登米市中 田町上沼字北桜 場86番地	平成29年2月21日
岩手県第 211号	副産石灰肥 料	くみあい粒 状てんろ副 産石灰2号	アルカリ分 49.0 く溶性苦土 3.5	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	ミネックス株 式会社	岩手県釜石市大 字平田第3地割 46番地3	平成29年3月24日
岩手県第 268号	副産石灰肥 料	カキ殻くん	アルカリ分 51.0	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	岩手コンポス ト株式会社	岩手県花巻市石 鳥谷町五大堂第 6地割1番地13	平成29年1月31日